

前橋市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日(次条及び第18条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(第23条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれのその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5～6 省略</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第18条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第18条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日(次条及び第18条第1項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1か月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第23条第7項の規定の適用を受ける職員及び市規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれのその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあっては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5～6 省略</p> <p>第17条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員(<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>)</p> <p>(3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>第18条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係</p>

る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 省略

2 省略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)～(3) 省略

4～6 省略

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定幹部職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) 省略

る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 省略

2 省略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)～(3) 省略

4～6 省略

(勤勉手当)

第19条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の市規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(市規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定幹部職員にあっては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) 省略

<p>3～5 省略 (休職者等の給与) 第23条 省略 2～6 省略 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第16条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により市規則の定める日に、それぞれ第2項、第3項又は第5項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>8～9 省略</p>	<p>3～5 省略 (休職者等の給与) 第23条 省略 2～6 省略 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第16条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により市規則の定める日に当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、市規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>8～9 省略</p>
--	---

前橋市職員の退職手当に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 省略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 省略 (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者</p>
<p>2～3 省略 (退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>	<p>2～3 省略 (退職手当の支払の差止め) 第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>

(2) 省略

2～4 省略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合

(3) 省略

6～10 省略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との均衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)～(3) 省略

2～6 省略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、

(2) 省略

2～4 省略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 省略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合

(3) 省略

6～10 省略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との均衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)～(3) 省略

2～6 省略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、

<p>次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>2～6 省略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 省略</p>	<p>次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(2)～(3) 省略</p> <p>2～6 省略 (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第17条 省略</p> <p>2～3 省略</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 省略</p>
--	--

前橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表(第3条関係)

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 省略</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を</p>

<p>有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 省略</p>	<p>有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号のいずれにも該当しない者</p> <p>3 省略</p>
--	--

前橋都市計画事業六供土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(学識経験委員の解任)</p> <p>第16条 第9条第3項の規定による学識経験委員が、<u>法第63条第4項第2号</u>に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。</p>	<p>(学識経験委員の解任)</p> <p>第16条 第9条第3項の規定による学識経験委員が、<u>法第63条第4項第2号又は第3号</u>に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。</p>

前橋都市計画事業駒形第一土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(学識経験委員の解任)</p> <p>第16条 学識経験委員が<u>法第63条第4項第2号</u>に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。</p>	<p>(学識経験委員の解任)</p> <p>第16条 学識経験委員が<u>法第63条第4項第2号又は第3号</u>に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。</p>

前橋都市計画事業松並木土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(学識経験委員の解任)</p> <p>第16条 学識経験委員が<u>法第63条第4項第2号</u>に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。</p>	<p>(学識経験委員の解任)</p> <p>第16条 学識経験委員が<u>法第63条第4項第2号又は第3号</u>に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。</p>

前橋都市計画事業二中地区(第三)土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(学識経験委員の解任)</p> <p>第16条 学識経験委員が<u>法第63条第4項第2号</u>に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。</p>	<p>(学識経験委員の解任)</p> <p>第16条 学識経験委員が<u>法第63条第4項第2号又は第3号</u>に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。</p>

前橋都市計画事業元総社蒼海土地地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
<p>(学識経験委員の解任)</p> <p>第16条 学識経験委員が<u>法第63条第4項第2号</u>に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。</p>	<p>(学識経験委員の解任)</p> <p>第16条 学識経験委員が<u>法第63条第4項第2号又は第3号</u>に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。</p>

前橋都市計画事業二中地区（第一）土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(学識経験委員の解任) 第15条 学識経験委員が法第63条第4項第2号に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。	(学識経験委員の解任) 第15条 学識経験委員が法第63条第4項第2号又は第3号に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。

前橋市富士見都市計画事業小暮土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(学識経験委員の解任) 第16条 学識経験委員が法第63条第4項第2号に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。	(学識経験委員の解任) 第16条 学識経験委員が法第63条第4項第2号又は第3号に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。

前橋都市計画事業文京町四丁目土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(学識経験委員の解任) 第16条 学識経験委員が法第63条第4項第2号に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。	(学識経験委員の解任) 第16条 学識経験委員が法第63条第4項第2号又は第3号に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。

前橋都市計画事業千代田町三丁目土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(学識経験委員の解任) 第15条 学識経験委員が法第63条第4項第2号に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。	(学識経験委員の解任) 第15条 学識経験委員が法第63条第4項第2号又は第3号に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。

前橋都市計画事業新前橋駅前第三土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(学識経験委員の解任) 第16条 学識経験委員が法第63条第4項第2号に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。	(学識経験委員の解任) 第16条 学識経験委員が法第63条第4項第2号又は第3号に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。

前橋都市計画事業西部第一落合土地区画整理事業施行規程新旧対照表(第4条関係)

改正案	現行
(学識経験委員の解任) 第16条 学識経験委員が法第63条第4項第2号に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。	(学識経験委員の解任) 第16条 学識経験委員が法第63条第4項第2号又は第3号に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任しなければならない。

前橋市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表(第5条関係)

改正案	現行
<p>(退職手当) 第15条 省略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職をした者</p> <p>(3) 省略</p> <p>3～9 省略</p>	<p>(退職手当) 第15条 省略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者</p> <p>(3) 省略</p> <p>3～9 省略</p>

前橋市公共下水道条例新旧対照表(第6条関係)

改正案	現行
<p>(指定の基準等)</p> <p>第6条の3 管理者は、前条の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条の指定をしなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p><u>ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p><u>イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p><u>ウ～エ</u> 省略</p> <p><u>オ</u> 法人であって、その役員のうちアから<u>エ</u>までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 省略</p>	<p>(指定の基準等)</p> <p>第6条の3 管理者は、前条の規定により申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第6条の指定をしなければならない。</p> <p>(1)～(2) 省略</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p><u>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p><u>イ～ウ</u> 省略</p> <p><u>エ</u> 法人であって、その役員のうちアから<u>ウ</u>までのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>2 省略</p>

前橋市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表(第7条関係)

改正案	現行
<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることが</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者又はその執行を受けることが</p>



なくなるまでの者  
(2) 第7条の規定により、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
(3) 省略  
(分限)  
第6条 省略  
2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。  
(1) 前条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。  
(2) 省略

なくなるまでの者  
(3) 第7条の規定により、免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
(4) 省略  
(分限)  
第6条 省略  
2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。  
(1) 前条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。  
(2) 省略